

広島県人事委員会告示第一号

不利益処分についての審査請求に関する規則の規定による書類の様式等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

不利益処分についての審査請求に関する規則の規定による書類の様式等に関する規程の一部を改正する告示

不利益処分についての審査請求に関する規則の規定による書類の様式等に関する規程（平成十四年広島県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「請求人氏名 ㊦」を「請求人氏名 ㊦」に「請求人代理人氏名 ㊦」を「請求人代理人氏名 ㊦」に改定する。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「請求人又は代理人氏名 ㊦」を「請求人又は代理人氏名 ㊦」に改定する。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改定する。

㊦「 年 (不) 第 号事案」に「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改定する。

別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「請求人又は代理人氏名 ㊦」を「請求人又は代理人氏名 ㊦」に改定する。

別記様式第五号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「処分者又は代理人氏名 ㊦」を「処分者又は代理人氏名 ㊦」に改定する。

別記様式第六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「請求人又は代理人氏名 ㊦」を「請求人又は代理人氏名 ㊦」に改定する。

別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「当事者又は代理人氏名 ㊦」を「当事者又は代理人氏名 ㊦」に改定する。

別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「当事者氏名 ㊦」を「当事者氏名 ㊦」に改定する。

㊦「 号事案」を「 年 (不) 第 号事案」に改定する。

日」や「 年 月 日」に該当する。

民法總論第104号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「当事者氏名

」に「当事者氏名」に「平成 年 (不) 第

号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に「平成 年 月 日」や

「 年 月 日」に該当する。

民法總論第105号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「請求人又は代理

人氏名」に「請求人又は代理人氏名」に「平成

年 (不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に該当する。

民法總論第111号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「当事者又は代

理人氏名」に「当事者又は代理人氏名」に「平成

年 (不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に該当する。

民法總論第112号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「当事者又は代

理人氏名」に「当事者又は代理人氏名」に「平成

年 月 日」に「当事者又は代理人氏名」に「平成

年 月 日」や「 年 月 日」に「当事者又は代理

人氏名」に「当事者又は代理人氏名」に「平成

年 月 日」や「 年 月 日」に「当事者又は代

理人氏名」に「当事者又は代理人氏名」に「平成

年 (不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に該当する。

民法總論第115号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「平成

(不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に該当する。

民法總論第116号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「平成

(不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に「平成

年 月 日」や「 年 月 日」に該当する。

民法總論第117号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「平成

民法總論第118号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「平成

(不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に該当する。

民法總論第117号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「当事者又は代

理人氏名」に「当事者又は代理人氏名」に「平成

年 (不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に該当する。

民法總論第119号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「再審の請求人

氏名」に「再審の請求人氏名」に「平成 年 (

不) 第 号事案」や「 年 (不) 第 号事案」に「再審の請求人代

理人氏名」に「再審の請求人氏名」に「平成

民法總論第111号「平成 年 月 日」や「 年 月 日」に「再審の請求

人又は代理人氏名」に「再審の請求人又は代理人氏名

「平成 年 (不) 第 号事案」を「 年 (不) 第 号事案」に改める。

別記様式第二十二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」「当事者氏名」を「平成 年 (不) 第 号事案」を「当事者氏名」に改める。

別記様式第二十三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」「証人氏名」を「証人氏名」に改める。

号事案」を「 年 (不) 第 号事案」に改める。

附 則

この人事委員会告示は、令和三年八月一日から施行する。